

平川市条件付き一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、平川市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設関連業務（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）について実施する条件付き一般競争入札について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「条件付き一般競争入札」とは、平川市が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により、契約毎に必要な入札参加資格を定めて行う一般競争入札をいう。

(対象工事等)

第3条 条件付き一般競争入札に付する建設工事及び建設関連業務（以下「対象工事等」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、市長が条件付き一般競争入札以外の方法によることが適当であると認めるときは、この限りではない。

- (1) 設計金額が130万円を超える建設工事
- (2) 設計金額が50万円を超える建設関連業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建設工事及び建設関連業務

2 設計金額が1千万円以上の対象建設工事の選定は、平川市入札制度等検討委員会の審議を経た上で行うものとする。

(入札参加形態)

第4条 前条の規定により対象工事等を選定するときは、併せて次の各号に掲げるいずれかの入札参加形態を決定するものとする。

- (1) 単体企業のみ入札
- (2) 共同企業体のみ入札
- (3) 単体企業または共同企業体による入札

2 前条第2項の規定は、前項の規定による入札参加形態の決定について準用する。

(入札参加資格)

第5条 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げるとおりとする。ただし、建設関連業務については第2号、第5号、第8号及び第9号を除く。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 対象工事に対応する工種について法第3条の規定に基づく建設業の許可を受けていること。
- (3) 平川市財務規則（平成18年1月1日平川市規則第52号）第146条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (4) 平川市競争入札参加者選定等規則（令和2年3月31日平川市規則第13号）第3条の規定に基づき、入札参加資格申請書を提出し受理されていること。
- (5) 対象工事に対応する工種について建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）の総合評定値が対象工事ごとに定める基準を満たしていること。
- (6) 対象工事等ごとに定める区域内に、対象工事等ごとに定める本店、支店又は営業所を有していること。
- (7) 対象工事等ごとに定める基準を満たす主任技術者、監理技術者、管理技術者又は照査技術者等を配置できること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされ、更生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされ、再生手続開始決定後の法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。
- (10) 平川市競争入札参加者指名停止要領（令和2年3月31日平川市訓令第10号）（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止の措置を、平川市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日において受けていないこと。
- (11) その他市長が入札を適正かつ合理的に行うため必要があると認めた資格を有する者であること。

2 第3条第2項の規定は、前項第5号から第7号まで、及び第11号の規定による入札参加資格の決定について準用する。

（公告）

第6条 市長は、対象工事等を条件付き一般競争入札に付そうとするときは、政令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

（入札参加資格審査申請）

第7条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、申請書（様式第1号）

に、次の各号に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 総合評定値通知書の写し
 - (2) 配置予定技術者調書（様式第2号）
 - (3) 施工・履行実績調書（様式第3号）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 第1項の規定にかかわらず、事後審査方式による入札にあっては、平川市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第7号。以下「事後審査型参加申請書」という。）を当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。この場合において、条件付き一般競争入札に参加しようとするものは、同項各号に掲げる書類を提出することを要しない。

（入札参加資格の審査）

第8条 市長は前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を審査し、書面により通知するものとする。

- 2 入札参加資格がないと認めた者に対しては、平川市条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その決定に不服があるときは、市長が定める期限までに書面（様式第5号）により不服申立ができるものとする。
- 4 市長は、前項の規定による不服申立に対しては、書面により速やかに回答するものとする。
- 5 市長は、不服申立をした者に入札参加資格があると認める場合においては、第2項の通知を取り消し、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

（入札参加資格の喪失）

第9条 市長は、前条第1項又は第5項の規定により条件付き一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 第5条に規定する入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。
- (3) 第7条の申請書又はその他添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (4) 前各号に掲げる者のほか条件付き一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

（事業協同組合の取扱い）

第10条 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立

された事業協同組合が条件付き一般競争入札に参加しようとする場合は、その組合員は、当該同一の入札に参加することはできない。

(設計図書)

第11条 当該工事の設計図書は、必要に応じ、閲覧、貸出、配布のいずれかの方法により供覧するものとする。

2 市長は、前項の供覧に代えて、設計図書の販売を行うことができる。

(質疑応答)

第12条 設計図書に関して質疑がある者は、提出期限日までに質疑応答書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の質疑があったときは、回答期限までに回答するものとする。

(入札の執行)

第13条 入札の執行に関しては、次の各号による。

(1) 条件付き一般競争入札の執行に当たっては、平川市財務規則第162条第1項の規定を適用する。

(2) 入札の執行回数は、原則として3回を限度とする。但し、予定価格の事前公表を行う場合は、執行回数を1回とする。

(3) 建設工事の入札に参加する者は、入札書と併せて工事費内訳書を提出しなければならない。

(事後審査型条件付き一般競争入札における落札候補者の決定)

第14条 事後審査型条件付き一般競争入札による入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者(最低制限価格を定めている場合にあっては最低制限価格未満の入札をした者を除く。)を落札候補者とし、落札を保留するものとする。

2 前項の場合において、最低の価格をもって入札した者が2者以上いるときは、これらの者について、くじにより落札候補者及び次の順位以降の者(以下「次順位者」という。)を決定するものとする。

(事後審査型条件付き一般競争入札における入札参加資格確認書類の提出)

第15条 事後審査型条件付き一般競争入札における落札候補者は、入札終了後、平川市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書(様式第8号)及び第7条第1項各号に掲げる書類(以下「審査申請書等」という。)を当該公告に定める提出期限日までに、市長に提出しなければならない。

2 提出期限日経過後は、審査申請書等の修正及び再提出は、認めない。

3 落札候補者が提出期限日までに審査申請書等を提出しない場合又は入札参加資格の確認のために行う指示に従わない場合は、当該落札候補者の行った入札は、無効とする。

(事後審査型条件付き一般競争入札における入札参加資格の確認)

第16条 市長は、前条第1項の規定により審査申請書等を受理した場合は、落札候補者の入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格があると認めるときは、落札決定とし、入札参加資格がないと認めるときは、当該落札候補者の行った入札は無効として、次順位者から順次審査を行うものとする。この場合において、入札参加資格の審査の結果、落札者が決定したときは、他の入札参加者の入札参加資格の審査は行わないものとする。

2 入札参加資格の確認は、原則として、審査申請書等が提出された日の翌日から起算して2日以内に行うものとする。ただし、審査申請書等に疑義が生じた場合は、この限りでない。

(入札参加資格がないと認めた者に対する通知等)

第17条 市長は、前条第1項の確認の結果、入札参加資格がないと認めた者に対して、平川市条件付き一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式第4号)により理由を付してその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、市長が定める期限までに書面(様式第5号)により説明を求めることができる。

3 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。

(入札の中止等)

第18条 入札に参加する者が1名の場合は、原則として入札を実施するものとする。

2 入札に参加する者がいない場合は、入札を中止し、入札参加資格等を変更して、あらためて入札を行うものとする。

(その他)

第19条 条件付き一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

参加資格	
有	無

(様式第1号)

受付番号	番
------	---

平川市条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

平川市長 ○○ ○○○ 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

担当者連絡先
氏 名
電 話
F A X
メー ル

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事・業務に係る入札に参加する資格について確認されたく公告に定められた書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約いたします。

記

工事・業務番号 平 第 号

工事・業務名 _____

注1) 申請書は、原則メールまたはFAXで受付します。

注2) 申請書の右上の参加資格および受付番号の欄は記入しないでください。

注3) 添付書類については、公告に定める提出書類を必ず確認し、提出すること。

注4) 押印省略できますが、「担当者連絡先」は必ず記載してください。

(様式第2号)

配置予定技術者調書

(商号又は名称)

氏 名 (生年月日)		(年 月 日生)
法令による資格・免許 (取得年月日・登録番号)		
技 術 者 I D		
工 事 ・ 業 務 経 験	工 事 ・ 業 務 名	
	発 注 者 名	
	工 事 ・ 履 行 場 所	
	請 負 代 金 額	金 円 (税込)
	工 期 ・ 履 行 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	従 事 職 務 名	
	従 事 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
	コリンズ・テクリス 登 録 番 号	
	工 事 ・ 業 務 内 容	

注) 工事・業務経験の欄には、最近の代表的な類似工事・業務の経歴について、類似のものが無い場合はその他主要なものについて記入してください。

(様式第3号)

施工・履行実績調書

(商号又は名称)

工事・業務名	
発注者名	
工事・履行場所	
請負代金額	金 円(税込)
工期・履行期間	年 月 日～ 年 月 日
単独・JVの別	<input type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 特定JV(出資比率 %)
コリンズ・テクリス 登録番号	
工事・業務内容	

注) 施工・履行実績は、公告で指定した条件を満たす実績1件を明記すること。

(様式第5号)

年 月 日

平川市条件付き一般競争入札参加資格審査結果不服申立書

平川市長 ○○ ○○○ 様

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

担当者連絡先
氏 名
電 話
F A X
メール

下記工事・業務の入札参加資格審査結果に、不服を申し立てます。

記

1. 工事・業務番号 平 第 号
2. 工事・業務名 _____
3. 不服がある事項及びその根拠

注) 不服申立は、持参またはメールでの提出のみ受付します。

(様式第6号)

質 疑 応 答 書

年 月 日

平川市長 ○○ ○○○ 様
(財政課入札担当行 TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-8619)

商号又は名称
担当者氏名
電話番号
FAX番号
メー ル

・工事・業務番号 _____ 第 _____ 号

・工事・業務名 _____

質 疑 番 号	図 面 番 号	質 疑 事 項	回 答

注1) 質疑の提出は、メールまたはFAXで受付とします。

注2) メールまたはFAXした場合は、必ず財政課へ電話連絡してください。

(様式第7号)

受付番号	番
------	---

平川市事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書

年 月 日

平川市長 ○○ ○○○ 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

担当者連絡先
氏 名
電 話
F A X
メー ル

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事・業務に係る入札に参加したいので申請します。

記

工事・業務名 _____

- 注1) 申請書は、原則メールまたはFAXで受付します。
- 注2) 申請書の右上の受付番号の欄は記入しないでください。
- 注3) 案件ごとに提出が必要です。
- 注4) 入札後、落札候補者には事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出を求めます。
- 注5) 押印省略できますが、「担当者連絡先」は必ず記載してください。

(様式第8号)

参加資格	
有	無

平川市事後審査型条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

平川市長 ○○ ○○○ 様

申請者 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

担当者連絡先
氏 名
電 話
F A X
メール

年 月 日付けで入札公告のありました下記工事・業務に係る入札に参加する資格について、別添の書類を添えて申請します。

なお、添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

工事・業務名 _____

注1) 申請書には、公告に定める提出書類を必ず添付し、メールまたはFAXで提出してください。

注2) 申請書の右上の参加資格の欄は記入しないでください。

注3) 押印省略できますが、「担当者連絡先」は必ず記載してください。